

総社市選挙管理委員会告示第22号

総社市選挙人名簿の抄本等の閲覧に関する規程（平成17年総社市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

総社市選挙管理委員会委員長 小見山 岩男

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(閲覧状況の公表) 第5条 略 2 前項の公表は、市役所及び出張所の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>(閲覧状況の公表) 第5条 略 2 前項の公表は、市役所、<u>支所</u>及び出張所の掲示場に掲示してこれを行う。</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。